

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成16年11月1日から平成17年10月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

但し、前連結会計年度（平成16年11月1日から平成17年10月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第25期事業年度（平成16年11月1日から平成17年10月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

但し、第25期事業年度（平成16年11月1日から平成17年10月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成16年11月1日から平成17年10月31日まで）及び第25期事業年度（平成16年11月1日から平成17年10月31日まで）並びに当連結会計年度（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）及び第26期事業年度（平成17年11月1日から平成18年10月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。